

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業 実施方針 新旧対照表（令和２年２月２７日現在）

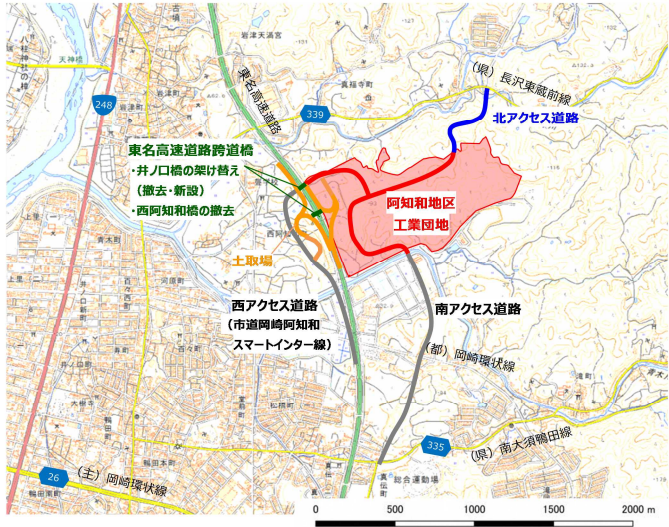
通 番	頁	項目名	旧（変更前）	新（変更後）	区分																																																																											
1	1	第 1.1. (2). ①. ア 阿知和地区工業団 地 関連施設	・ <u>給水施設（ポンプ場、配水塔、水道管）</u>	<u>a 水道施設（水道管等）</u>	修正																																																																											
2	1	第 1.1. (2). ② 宅 地造成施設	② 宅地造成施設 ・ <u>阿知和地区工業団地（開発区域内の調整池及び水路、開発区 域外の流末水路等の整備を含む。造成にあたっては、近隣の 造成協力地土取場を活用する。）</u>	② 宅地造成施設 <u>阿知和地区工業団地</u> ・ <u>開発区域内のビオトープ及びスマート I C の粗造成を含む。</u> ・ <u>開発区域内の調整池及び水路、開発区域外の流末水路等の 整備を含む。</u> ・ <u>造成にあたっては、近隣の造成協力地を活用する。</u>	修正																																																																											
3	3	第 1.1. (8). ① 本 事業における役割 分担	<table><tr><th>業務</th><th>段階</th><th>項目</th><th>市</th><th>事業者</th></tr><tr><td rowspan="9">関連公共 整備業務 ・ 宅地 造成業務</td><td rowspan="9">調査・ 設計段階</td><td>用地取得</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>埋蔵文化財発掘調査</td><td>○※1</td><td></td></tr><tr><td>環境影響評価（事前）</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>水文調査（事前）</td><td>○※1</td><td></td></tr><tr><td>その他調査（測量・地質等）</td><td>○</td><td>△※2</td></tr><tr><td><u>設計</u></td><td><u>基本設計</u></td><td><u>○</u></td></tr><tr><td>許認可の取得</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>許認可の取得に係る 協議用資料の作成</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td></tr></table>	業務	段階	項目	市	事業者	関連公共 整備業務 ・ 宅地 造成業務	調査・ 設計段階	用地取得	○		埋蔵文化財発掘調査	○※1		環境影響評価（事前）	○		水文調査（事前）	○※1		その他調査（測量・地質等）	○	△※2	<u>設計</u>	<u>基本設計</u>	<u>○</u>	許認可の取得	○		許認可の取得に係る 協議用資料の作成		○	省略	省略	省略	省略	省略	<table><tr><th>業務</th><th>段階</th><th>項目</th><th>市</th><th>事業者</th></tr><tr><td rowspan="11">関連公共 整備業務 ・ 宅地 造成業務</td><td rowspan="11">調査・ 設計段階</td><td>用地取得</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>埋蔵文化財発掘調査</td><td>○※1</td><td></td></tr><tr><td>環境影響評価（事前）</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>水文調査（事前）</td><td>○※1</td><td></td></tr><tr><td>その他調査（測量・地質等）</td><td>○</td><td>△※2</td></tr><tr><td><u>詳細設計（北アクセス道路、 東名高速道路跨道橋、スマ ート I C 予定地）</u></td><td><u>○</u></td><td></td></tr><tr><td><u>詳細設計（上記以外）</u></td><td></td><td><u>○</u></td></tr><tr><td>許認可の取得</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>許認可の取得に係る 協議用資料の作成</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td></tr></table>	業務	段階	項目	市	事業者	関連公共 整備業務 ・ 宅地 造成業務	調査・ 設計段階	用地取得	○		埋蔵文化財発掘調査	○※1		環境影響評価（事前）	○		水文調査（事前）	○※1		その他調査（測量・地質等）	○	△※2	<u>詳細設計（北アクセス道路、 東名高速道路跨道橋、スマ ート I C 予定地）</u>	<u>○</u>		<u>詳細設計（上記以外）</u>		<u>○</u>	許認可の取得	○		許認可の取得に係る 協議用資料の作成		○	省略	省略	省略	省略	省略	修正
業務	段階	項目	市	事業者																																																																												
関連公共 整備業務 ・ 宅地 造成業務	調査・ 設計段階	用地取得	○																																																																													
		埋蔵文化財発掘調査	○※1																																																																													
		環境影響評価（事前）	○																																																																													
		水文調査（事前）	○※1																																																																													
		その他調査（測量・地質等）	○	△※2																																																																												
		<u>設計</u>	<u>基本設計</u>	<u>○</u>																																																																												
		許認可の取得	○																																																																													
		許認可の取得に係る 協議用資料の作成		○																																																																												
		省略	省略	省略	省略	省略																																																																										
業務	段階	項目	市	事業者																																																																												
関連公共 整備業務 ・ 宅地 造成業務	調査・ 設計段階	用地取得	○																																																																													
		埋蔵文化財発掘調査	○※1																																																																													
		環境影響評価（事前）	○																																																																													
		水文調査（事前）	○※1																																																																													
		その他調査（測量・地質等）	○	△※2																																																																												
		<u>詳細設計（北アクセス道路、 東名高速道路跨道橋、スマ ート I C 予定地）</u>	<u>○</u>																																																																													
		<u>詳細設計（上記以外）</u>		<u>○</u>																																																																												
		許認可の取得	○																																																																													
		許認可の取得に係る 協議用資料の作成		○																																																																												
		省略	省略	省略	省略	省略																																																																										
		4	4	第 1.1. (8). ②. ウ 維持管理業務	維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引渡した 後、分譲中の区画（ <u>土地売買契約の締結が完了した区画は含ま ない。</u> ）、道路、排水路、法面、調整池等の維持管理を 3 年間行 うものである。	維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引渡した 後、分譲中の区画（ <u>土地売買契約を締結し、市からの引渡ししが 未了のものを含む。</u> ）、道路、排水路、法面、調整池等の維持管 理を 3 年間行うものである。	修正																																																																									
5	4	第 1.1. (8). ②. エ 企業誘致支援業務	企業誘致支援業務は、パンフレットの作成、ホームページ開 設等、立地企業の誘致に係る支援を行うものである。売買契約 の締結については、市が実施する。	企業誘致支援業務は、パンフレットの作成、ホームページ開 設等、立地企業の誘致に係る支援を行うものである。 <u>進出予定 企業及びその他の企業の募集、</u> 売買契約の締結については、市 が実施する。	追記																																																																											

通番	頁	項目名	旧（変更前）	新（変更後）	区分																												
6	5	第 1 . 1. (8). ② . オ. a. 協議・許認可の取得	・ 橋梁架け替え工に係る <u>NEXCO</u> 等との協議	・ 橋梁架け替え工に係る <u>中日本高速道路株式会社</u> 等との協議	修正																												
7	5	同上	—	・ <u>岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に係る建築行為等の景観協議</u>	追記																												
8	5	第 1 . 1. (8). ② . オ. b. 登録事務・確定測量【別途、変更を予定】	b. 登記事務・確定測量【別途、追加変更】	b. 登記事務・確定測量【別途、追加変更 <u>を予定</u> 】	追記																												
9	7	第 1.2. (2)実施方針等に関する質問・意見の受付	○提出期限： <u>令和 2 年 2 月 28 日（金）17 時 必着</u>	○提出期限： <u>令和 2 年 3 月 11 日（水）17 時 必着</u>	修正																												
10	8	第 1.2. (3)実施方針等に関する質問・意見への回答	実施方針等に関して提出された質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、又は提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和 2 年 3 月末を目途に、市ホームページにて公表する。	実施方針等に関して提出された質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、又は提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの（ <u>以下「特殊な技術等」という。</u> ）を除き、令和 2 年 3 月末を目途に、市ホームページにて公表する。 <u>質問・意見の提出者は、質問・意見に特殊な技術等を含む場合、隠すべき部分にマーク一機能等で明示するとともに、明示の方法を(2)に示す質問・意見の提出の際の E-mail にその旨を記載すること。</u>	追記																												
11	9	第 2.2. 募集及び選定のスケジュール	<table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td>令和 2 年 2 月 10 日（月）</td><td>実施方針の公表</td></tr><tr><td><u>令和 2 年 2 月中旬</u></td><td>要求水準書（案）の公表</td></tr><tr><td>令和 2 年 2 月上旬～ 2 月 19 日（水）</td><td>実施方針等説明会の申込受付・締切り</td></tr><tr><td>令和 2 年 2 月 21 日（金）</td><td>実施方針等説明会の開催</td></tr><tr><td>令和 2 年 2 月上旬～ <u>2 月 28 日（金）</u></td><td>実施方針等に関する質問・意見の受付・締切り</td></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td></tr></table>	日 程	内 容	令和 2 年 2 月 10 日（月）	実施方針の公表	<u>令和 2 年 2 月中旬</u>	要求水準書（案）の公表	令和 2 年 2 月上旬～ 2 月 19 日（水）	実施方針等説明会の申込受付・締切り	令和 2 年 2 月 21 日（金）	実施方針等説明会の開催	令和 2 年 2 月上旬～ <u>2 月 28 日（金）</u>	実施方針等に関する質問・意見の受付・締切り	省略	省略	<table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td>令和 2 年 2 月 10 日（月）</td><td>実施方針の公表</td></tr><tr><td><u>令和 2 年 2 月 27 日（木）</u></td><td>要求水準書（案）の公表</td></tr><tr><td>令和 2 年 2 月上旬～ 2 月 19 日（水）</td><td>実施方針等説明会の申込受付・締切り</td></tr><tr><td>令和 2 年 2 月 21 日（金）</td><td>実施方針等説明会の開催</td></tr><tr><td>令和 2 年 2 月上旬～ <u>3 月 11 日（水）</u></td><td>実施方針等に関する質問・意見の受付・締切り</td></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td></tr></table>	日 程	内 容	令和 2 年 2 月 10 日（月）	実施方針の公表	<u>令和 2 年 2 月 27 日（木）</u>	要求水準書（案）の公表	令和 2 年 2 月上旬～ 2 月 19 日（水）	実施方針等説明会の申込受付・締切り	令和 2 年 2 月 21 日（金）	実施方針等説明会の開催	令和 2 年 2 月上旬～ <u>3 月 11 日（水）</u>	実施方針等に関する質問・意見の受付・締切り	省略	省略	修正
日 程	内 容																																
令和 2 年 2 月 10 日（月）	実施方針の公表																																
<u>令和 2 年 2 月中旬</u>	要求水準書（案）の公表																																
令和 2 年 2 月上旬～ 2 月 19 日（水）	実施方針等説明会の申込受付・締切り																																
令和 2 年 2 月 21 日（金）	実施方針等説明会の開催																																
令和 2 年 2 月上旬～ <u>2 月 28 日（金）</u>	実施方針等に関する質問・意見の受付・締切り																																
省略	省略																																
日 程	内 容																																
令和 2 年 2 月 10 日（月）	実施方針の公表																																
<u>令和 2 年 2 月 27 日（木）</u>	要求水準書（案）の公表																																
令和 2 年 2 月上旬～ 2 月 19 日（水）	実施方針等説明会の申込受付・締切り																																
令和 2 年 2 月 21 日（金）	実施方針等説明会の開催																																
令和 2 年 2 月上旬～ <u>3 月 11 日（水）</u>	実施方針等に関する質問・意見の受付・締切り																																
省略	省略																																
12	16	第 2.2. （6）応募者の構成員の各業務を実施する者の資格要件	<u>なお、①設計業務を実施する者のうちウ、②施工業務のうちオについては、募集時点で明らかにすることが望ましいが、変更又は追加がされた場合に市に承認を得たうえで構成員を追加することでも構わない。</u>	—	削除																												

通 番	頁	項目名	旧（変更前）	新（変更後）	区分
13	16	第2.2.(6).①設計業務（水道施設を除く）を実施する者の要件	<u>① 設計業務を実施する者は、次の要件を全て満たしていること。</u> <u>ア 宅地造成施設及び場内道路の設計を担当する者は、次の要件を全て満たしていること。</u> a. 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき国土交通省に登録された企業であること。 b. 過去 10 年以内において、開発面積が 10ha 以上の開発許可申請を含む詳細設計業務の受注実績があること。 c. 都市計画法第 31 条に規定する国土交通省令で定める資格を有する管理技術者を配置できること。 <u>イ 水道施設の設計を担当する者は、次の要件を全て満たしていること。</u> <u>a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</u> <u>b. 技術士（上下水道部門-上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者を配置できること。</u> <u>c. 参加資格確認基準日において岡崎市入札参加資格者名簿のコンサルタントの上水道に登録された者であること。</u> <u>d. 参加資格確認基準日から過去 5 年間に、岡崎市上下水道局の発注する配水管布設設計業務又は配水管布設替設計業務を受注している者であること。</u>	<u>① 設計業務（水道施設を除く）を実施する者の要件</u> a 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき国土交通省に登録された企業であること。 b 過去 10 年以内において、開発面積が 10ha 以上の開発許可申請を含む詳細設計業務（開発許可申請書類の作成を含むものに限る。）の受注実績があること。 c 都市計画法第 31 条に規定する国土交通省令で定める資格を有する管理技術者を配置できること。	修正
14	16	第2.2.(6).②施工業務（水道施設を除く）を実施する者の要件	<u>② 施工業務を実施する者は、次の要件を全て満たしていること。</u> <u>ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が 1,000 点以上の者であること。岡崎市外の者については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における土木一式工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。</u> <u>イ 建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づく監理技</u>	<u>② 施工業務（水道施設を除く。）を実施する者の要件</u> <u>施工業務を実施する者は、建設業法第 26 条に基づく監理技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できる者で、次の要件を満たす者であること。なお、複数の者で分担し、ア、イの要件をそれぞれが満足することでも構わない。</u> <u>ア 施工業務（東名高速道路跨道橋を除く。）を担当する者の要件</u> <u>a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。</u> <u>b 岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者につ</u>	修正

通番	頁	項目名	旧（変更前）	新（変更後）	区分																								
			<u>術者又は主任技術者を工専任かつ常駐で適切に配置できること。</u> <u>ウ 橋梁工事を担当する者は、次の要件を全て満たしていること。</u> a. 建設業法第3条第1項の規定による鋼構造物工事につき特定建設業の許可を受けていること。 b. 中日本高速道路株式会社の競争参加有資格者公表名簿（鋼橋上部工工事）に登録されていること。 <u>エ 水道施設工事を担当する者は、次の要件を全て満たしていること。</u> <u>a. 参加資格確認基準日において岡崎市入札参加資格者名簿の建設工事の水道施設工事業に登録された者であること。</u> <u>b. 岡崎市の給水装置工事事業者の指定を受けていること。</u> <u>c. 参加資格確認基準日から過去3年間において、岡崎市上下水道局の発注する岡崎市工事成績評定の対象となる配水管布設工事又は配水管布設替工事を3本以上受注及び施工していること。</u> <u>d. 参加資格確認基準日における水道施設工事の岡崎市総合評定値が800点以上の者とする。</u>	<u>いては、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が1,000点以上の者であること。岡崎市外の者については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における土木一式工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。</u> <u>イ 東名高速道路跨道橋を担当する者の要件</u> a 建設業法第3条第1項の規定による鋼構造物工事につき特定建設業の許可を受けていること。 b 中日本高速道路株式会社の競争参加有資格者公表名簿（鋼橋上部工工事）に登録されていること。																									
15	21	第4.1.(4)インフラ状況等	<table><tr><th>種別</th><th>概況</th></tr><tr><td>道路</td><td>計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線、 県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマート IC、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定</td></tr><tr><td>上水道</td><td>計画地南部：橋梁部 SUSφ50、一般部 PEφ50</td></tr><tr><td>下水道</td><td>下水道は整備されていない</td></tr><tr><td>農業用水</td><td>計画地に隣接する農業用地あり。</td></tr><tr><td>工業用水</td><td>近傍に工業用水はない。</td></tr></table>	種別	概況	道路	計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線、 県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマート IC、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定	上水道	計画地南部：橋梁部 SUSφ50、一般部 PEφ50	下水道	下水道は整備されていない	農業用水	計画地に隣接する農業用地あり。	工業用水	近傍に工業用水はない。	<table><tr><th>種別</th><th>概況</th></tr><tr><td>道路</td><td>計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線 県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマート IC、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定</td></tr><tr><td>上水道</td><td>計画地南部：橋梁部 SUSφ50、一般部 PEφ50</td></tr><tr><td>下水道</td><td>下水道は整備されていない。</td></tr><tr><td>農業用水</td><td>計画地に隣接する農業用地あり。<u>パイプラインはない。</u></td></tr><tr><td>工業用水</td><td>近傍に工業用水はない。</td></tr></table>	種別	概況	道路	計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線 県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマート IC、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定	上水道	計画地南部：橋梁部 SUSφ50、一般部 PEφ50	下水道	下水道は整備されていない。	農業用水	計画地に隣接する農業用地あり。 <u>パイプラインはない。</u>	工業用水	近傍に工業用水はない。	追記
種別	概況																												
道路	計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線、 県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマート IC、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定																												
上水道	計画地南部：橋梁部 SUSφ50、一般部 PEφ50																												
下水道	下水道は整備されていない																												
農業用水	計画地に隣接する農業用地あり。																												
工業用水	近傍に工業用水はない。																												
種別	概況																												
道路	計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線 県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマート IC、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定																												
上水道	計画地南部：橋梁部 SUSφ50、一般部 PEφ50																												
下水道	下水道は整備されていない。																												
農業用水	計画地に隣接する農業用地あり。 <u>パイプラインはない。</u>																												
工業用水	近傍に工業用水はない。																												

通 番	頁	項目名	旧（変更前）	新（変更後）	区分
16	23	第4.2.(2)申込手続き	<u>○申込期限：令和2年2月14日（金） 17時 必着</u>	—	削除
17	23	第4.2.(3)受取・返却方法	<u>○受取期間：令和2年2月17日（月）から令和2年2月28日（金）まで。</u> <u>※閉庁日を除く9時から16時まで（12時15分から13時15分を除く）。</u> ○受取方法：様式4「貸与資料申込書」に記載の貸与希望日に地域創生課を訪問し、貸与を受けること。ただし、市から別途、連絡等があった場合はこの限りでない。なお、受取に当たっては、様式5「守秘義務の遵守に関する誓約書」を持参し、提出すること。市は当該誓約書と引き換えに貸与資料の貸与を行う。 ○返却方法：貸与資料は、<u>令和2年3月31日（火）16時まで</u>に、地域創生課に返却すること。	○受取方法：様式4「貸与資料申込書」に記載の貸与希望日に地域創生課を訪問し、貸与を受けること。<u>（閉庁日を除く9時から16時まで（12時15分から13時15分を除く）の訪問とすること。）</u>ただし、市から別途、連絡等があった場合はこの限りでない。なお、受取に当たっては、様式5「守秘義務の遵守に関する誓約書」を持参し、提出すること。市は当該誓約書と引き換えに貸与資料の貸与を行う。 ○返却方法：貸与資料は、<u>貸与資料の受取日から2週間以内</u>に、地域創生課に返却すること。	修正
18	23	第4.3土地の取得等に関する事項	本事業の事業用地は令和元年度中に、市が取得する予定である。事業者は、施工業務等の遂行に必要な範囲で、土地を無償で使用するができるものとする。	本事業の事業用地<u>のうち阿知和地区工業団地に係る用地</u>は令和元年度中に、<u>北アクセス道路に係る用地は令和2年度中に、</u>市が取得する予定である。事業者は、施工業務等の遂行に必要な範囲で、土地を無償で使用するができるものとする。	追記

通番	頁	項目名	旧（変更前）	新（変更後）	区分																																
19	31	添付資料 2 事業位置図			修正																																
20	一	様式 2 実施方針等に関する質問書	<table><tr><th rowspan="2">NO</th><th rowspan="2">タイトル</th><th colspan="6">該当箇所</th><th rowspan="2">質 問</th></tr><tr><th>頁</th><th>第●</th><th>●</th><th>(●)</th><th>○</th><th>計</th><th>英小</th></tr></table>	NO	タイトル	該当箇所						質 問	頁	第●	●	(●)	○	計	英小	<table><tr><th rowspan="2">NO</th><th rowspan="2">タイトル</th><th colspan="6">該当箇所</th><th rowspan="2">質 問</th></tr><tr><th>頁</th><th>大項目</th><th>中項目</th><th>小項目 1</th><th>小項目 2</th><th>小項目 3</th><th>小項目 4</th></tr></table>	NO	タイトル	該当箇所						質 問	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	小項目 4	修正
NO	タイトル	該当箇所						質 問																													
		頁	第●	●	(●)	○	計		英小																												
NO	タイトル	該当箇所						質 問																													
		頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3		小項目 4																												
21	一	様式 3 実施方針等に関する意見書	<table><tr><th rowspan="2">NO</th><th rowspan="2">タイトル</th><th colspan="6">該当箇所</th><th rowspan="2">質 問</th></tr><tr><th>頁</th><th>第●</th><th>●</th><th>(●)</th><th>○</th><th>計</th><th>英小</th></tr></table>	NO	タイトル	該当箇所						質 問	頁	第●	●	(●)	○	計	英小	<table><tr><th rowspan="2">NO</th><th rowspan="2">タイトル</th><th colspan="6">該当箇所</th><th rowspan="2">質 問</th></tr><tr><th>頁</th><th>大項目</th><th>中項目</th><th>小項目 1</th><th>小項目 2</th><th>小項目 3</th><th>小項目 4</th></tr></table>	NO	タイトル	該当箇所						質 問	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	小項目 4	修正
NO	タイトル	該当箇所						質 問																													
		頁	第●	●	(●)	○	計		英小																												
NO	タイトル	該当箇所						質 問																													
		頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3		小項目 4																												
22	一	様式 4 貸与資料申込書	岡崎市から、 令和 2 年 2 月 10 日付で実施方針 の公表がありました「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業」に係る貸与資料の提供を下記のとおり申し込みます。	岡崎市から、 令和 2 年 2 月 26 日付で実施方針（修正版） の公表がありました「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業」に係る貸与資料の提供を下記のとおり申し込みます。	修正																																

通 番	頁	項目名	旧（変更前）	新（変更後）	区分
23	－	同上	<u>※貸与希望日は、令和２年２月１７日（月）から令和２年２月２８日（金）までの期間（閉庁日を除く）の日にちとすること。</u>	<u>※閉庁日を除く日にちとすること。</u>	修正
24	－	様式５守秘義務の遵守に関する誓約書	岡崎市（以下「市」という。）から、 <u>令和２年２月１０日付で実施方針</u> の公表がありました「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業」の貸与資料の受け取りにあたり、下記事項を遵守することを誓約します	岡崎市（以下「市」という。）から、 <u>令和２年２月２６日付で実施方針（修正版）</u> の公表がありました「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業」の貸与資料の受け取りにあたり、下記事項を遵守することを誓約します	修正
25	－	同上	第５条（貸与資料の返却） 受領した本データは、市の定める返却方法に従い、 <u>令和２年３月３１日（火）１６時まで</u> に、市に返還します。	第５条（貸与資料の返却） 受領した本データは、市の定める返却方法に従い、 <u>受取日から２週間以内</u> に、市に返還します。	修正